

1 福祉医療

(1) 障害者医療費の助成（一部県費補助 1 / 2）

障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、心身障害者に医療費の自己負担額を助成しています。また、市独自の制度で精神障害者を対象に医療費助成を実施しています。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
<p>1 障害者</p> <p>(1) 本市に住所を有する者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 身体障害者手帳を交付され障害の程度が1～3級の者、4級の認定を受けた腎臓機能障害者及び4～6級の認定を受けた進行性筋萎縮症障害者</p> <p>(イ) 療育手帳の判定区分が「A」又は「B」（知能指数50以下）の知的障害者</p> <p>(ウ) 自閉症状群と診断された者</p> <p>(3) 各種健康保険に加入している者</p> <p>(4) 生活保護を受けていない者</p>	<p>県内は現物給付</p> <p>県外は現金償還</p> <p>健康保険が適用される場合の自己負担額を助成</p>	<p>県内の医療機関で診療を受ける場合は被保険者証（又は組合員証）に受給者証を添えて窓口提出する。</p> <p>県外で受診した場合は補装具については窓口で支払った後、市へ申請する。</p>	<p>1 受給資格を証明する次のいずれかのもの</p> <p>(ア) 身体障害者手帳</p> <p>(イ) 療育手帳</p> <p>(ウ) 自閉症状群と診断された診断書</p> <p>2 被保険者証（又は組合員証）</p> <p>3 印鑑</p>
<p>2 戦傷病者</p> <p>(1) 本市に住所を有する者</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳所持者</p> <p>(3) 各種健康保険に加入している者</p> <p>(4) 生活保護や障害者医療費等の助成を受けていない者</p> <p>(5) 所得制限あり</p>	<p>県内は現物給付</p> <p>県外は現金償還</p> <p>健康保険が適用される場合の自己負担額を助成</p>	<p>県内の医療機関で診療を受ける場合は被保険者証（又は組合員証）に受給者証を添えて窓口提出する</p> <p>県外で受診した場合は補装具については窓口で支払った後、市へ申請する。</p>	<p>1 戦傷病者手帳</p> <p>2 被保険者証（又は組合員証）</p> <p>3 印鑑</p> <p>4 所得証明書（転入者のみ）</p>

<p>3 精神障害者</p> <p>(1) 本市に住所を有する者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 精神障害者保健福祉手帳の1又は2級に該当する者</p> <p>(イ) 精神障害の入院診療(同意入院)を受けている者</p> <p>(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号(自立支援医療)の医療を受けている者</p> <p>(3) 各種健康保険に加入している者</p> <p>(4) 措置入院や生活保護又は他の医療費助成を受けていない者</p>	<p>(給付方法)</p> <p>(ア)(ウ)の場合 県内は現物給付 県外は現金償還</p> <p>(イ)の場合 県内、県外ともに現金償還</p> <p>(助成額)</p> <p>(ア)の場合 ◎全疾患助成対象 入院・通院共に健康保険が適用される場合の自己負担額</p> <p>(イ)の場合 ◎健康保険が適用される場合の自己負担額の半額を助成</p> <p>(ウ)の場合 ◎自立支援医療が適用される精神科通院で健康保険が適用される場合の自己負担額</p>	<p>(ア)(ウ)の場合 県内の医療機関で診療を受ける場合は被保険者証(又は組合員証)に受給者証を添えて窓口に提出する。 県外の場合は窓口で支払った後、市へ申請する。</p> <p>(イ)の場合 医療費の自己負担額を医療機関の窓口で支払った後、市へ申請する。</p> <p>※診療を受ける前に3(2)のいずれの適用を受けるかの申請が必要</p>	<p>1 受給資格を証明する次のいずれかのもの</p> <p>(ア) 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>(イ) 精神科の医師の診断書</p> <p>(ウ) 自立支援医療受給者証(精神通院)</p> <p>2 被保険者証(又は組合員証)</p> <p>3 印鑑</p> <p>4 本人名義の預金通帳 [3(2)(イ)の場合]</p>
--	---	--	---

〈対象者推移〉

【戦傷病者については、平成16年度より対象者なしのため省略】

区分	年度	年度末受給者 人	一人当たりの金額 円	支出額 千円	備考
障害者	平成27年度	764 (758)	175,864	133,305	
	平成28年度	776 (762)	177,041	134,905	
	平成29年度	784 (775)	174,472	135,216	
	平成30年度	775 (779)	202,174	157,494	
	令和元年度	802 (801)	189,257	151,594	
精神 障害者	平成27年度	786 (773)	76,763	59,338	
	平成28年度	810 (814)	71,304	58,042	
	平成29年度	852 (831)	64,421	53,534	
	平成30年度	897 (876)	66,016	57,830	
	令和元年度	970 (964)	60,894	58,701	

※受給者()内は平均受給者数。一人当たりの金額は平均受給者数に対する金額。

(2) 元気っ子医療費の助成 (一部県補助 1/2)

昭和48年4月から乳幼児の福祉増進のため0歳児～3歳未満児に実施し、平成16年4月1日からは未就学児までを医療費助成の対象としていました。

また、少子化対策の一環として、平成19年4月1日より通院を小学校卒業まで、入院は中学校卒業まで対象年齢を引き上げ、平成20年10月1日からは通院・入院共に中学校卒業まで拡大しました。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
1 本市に住所を有する者 2 通院・入院ともに 中学校卒業の3月31日 まで 3 各種健康保険に加入し ている者 4 生活保護を受けていな い者 5 他の医療制度を受給し ていない者	県内は現物給付 県外は現金償還 健康保険が適用される 場合の自己負担額を助 成	県内の医療機関 で診療を受ける場 合は被保険者証 (又は組合員証) に受給者証を添え て窓口へ提出す る。 県外で受診した場 合や補装具につい ては窓口で支払っ た後、市へ申請す る。	1 元気っ子に該当 する子どもの氏名 の記載のある被保 険者証(又は組合 員証) 2 印鑑

〈対象者推移〉

区分 年度	年度末受給者 人	一人当たりの金額 円	支出額 千円	備考
平成27年度	10,546 (10,237)	32,962	337,434	
平成28年度	10,428 (10,129)	33,794	342,302	
平成29年度	10,463 (10,092)	33,881	341,932	
平成30年度	10,306 (10,096)	34,599	349,316	
令和元年度	10,292 (9,982)	35,981	359,165	

※受給者 () 内は平均受給者数。 一人当たりの金額は平均受給者数に対する金額。

(3) 母子家庭等医療費の助成（県補助 1/2）

母子家庭の母、父子家庭の父及び児童の健康増進を図るため、医療費の助成を次のとおり実施しています。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
1 本市に住所を有する者 2 次のいずれかに該当する者 (ア) 18歳到達年度終了前の児童を扶養する母子家庭の母及び父子家庭の父 (イ) 母子家庭の母及び父子家庭の父に扶養される18歳到達年度終了前の児童 (ウ) 父母のいない18歳到達年度終了前の児童 3 前年度の所得状況が次のいずれかに該当する者 (ア) 母子家庭の母及び父子家庭の父の前年の所得が児童扶養手当の所得制限（一部支給）枠内の者 (イ) 障害（身障手帳1又は2級程度）の父の被扶養者になっている母と児童 【父並びに母の所得が児童扶養手当の所得制限（一部支給）枠内のもの】 4 各種健康保険に加入している者 5 生活保護を受けていない者	県内は現物給付 県外は現金償還 健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	県内の医療機関で診療を受ける場合は被保険者証（又は組合員証）に受給者証を添えて窓口へ提出する。 県外で受診した場合や補装具については窓口で支払った後、市へ申請する。	1 被保険者証（又は組合員証） 2 印鑑 3 所得証明書（転入者のみ）

〈対象者推移〉

年度	区分	年度末受給者 人	一人当たりの金額 円	支出額 千円	備考
平成27年度		1,220 (1,172)	33,795	39,607	
平成28年度		1,178 (1,172)	36,167	42,388	
平成29年度		1,208 (1,156)	34,388	39,753	
平成30年度		1,204 (1,171)	36,590	42,847	
令和元年度		1,136 (1,137)	35,158	39,975	

※受給者（ ）内は平均受給者数。一人当たりの金額は平均受給者数に対する金額。

(4) 後期高齢者福祉医療費（マル福）給付制度（一部県補助 1/2）

後期高齢者医療加入者で、下記に該当する者について、医療費の助成を実施します。

平成20年4月1日より医療機関窓口で医療費の助成を受けられるようになりました。

（一部対象者は除く）

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
後期高齢者医療加入者のうち、次のいずれかに該当する者 (認定申請が必要) (ア) 障害者医療の受給資格要件に該当する者 (イ) 戦傷病者医療の受給資格要件に該当する者 (ウ) 母子家庭等医療の受給資格要件に該当する者 (エ) 精神障害者医療の受給資格要件に該当する者 (オ) 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 (カ) 結核予防法第19条の規定による命令患者および同法第20条の規定による命令入所患者と同等の要件を有する愛知県知事等が認めた者。 (キ) ひとり暮らしの者であって市民税非課税の者又は要保護者 (ク) 3ヶ月以上ねたきりの状態又はこれに準ずる状態で、市民税の非課税世帯に属する者又は要保護者	1 (エ)のうち後期高齢者医療に加入している精神科で入院している場合 県内、県外ともに現金償還 健康保険が適用される場合の自己負担額の半額を助成 2 1以外のもの 県内は現物給付 県外は現金償還 健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	1 の場合 医療機関窓口で支払った後、領収書を市へ提出、申請する。 2 の場合 県内の医療機関で診療を受ける場合は健康保険者証に受給者証を添えて窓口に提出する。 県外で受診した場合や補装具については窓口で支払った後、領収書を市へ提出、申請する。	1 被保険者証 2 印鑑 3 受給資格を証明する次のいずれかのもの (ア)に該当する者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・自閉症状群と診断された診断書 (イ)に該当する者 ・戦傷病者手帳 (エ)のうち精神障害者保健福祉手帳1又は2級に該当する者 ・精神障害者保健福祉手帳 (エ)のうち精神科で入院している者 ・精神科の医師の診断書 ・本人名義の預金通帳 (エ)のうち自立支援医療を受けている者 ・自立支援医療受給者証(精神通院)

〈対象者推移〉

区分 年度	年度末受給者 人	一人当たりの金額 円	支出額 千円	備考
平成27年度	1,228 (1,255)	109,931	137,964	
平成28年度	1,252 (1,240)	108,378	134,388	
平成29年度	1,267 (1,259)	107,639	135,517	
平成30年度	1,262 (1,268)	110,881	140,597	
令和元年度	1,233 (1,241)	115,166	142,921	

※受給者 () 内は平均受給者数。 一人当たりの金額は平均受給者数に対する金額。

2 未熟児養育医療給付

母子保健法第20条の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生時体重 2,000 グラム以下の者）に対し、その養育に必要な医療（入院治療）の給付を行う制度です。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
<p>市内に住所を有する者が保護する未熟児で医師が養育医療（入院治療）を必要と認めた者 未熟児とは、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 出生時の体重が 2,000 グラム以下の者 (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示す者</p> <p>ア 一般状態において、次のいずれかの症状を示す者</p> <p>(ア) 運動不安又はけいれんがある者 (イ) 運動が異常に少ない者</p> <p>イ 体温が摂氏 34 度以下の者</p> <p>ウ 呼吸器、循環器系において、次のいずれかの症状を示す者</p> <p>(ア) 強度のチアノーゼが持続する者又はチアノーゼ発作を繰り返す者 (イ) 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にある者又は毎分 30 以下の者 (ウ) 出血傾向の強い者</p> <p>エ 消化器系において、次のいずれかの症状を示す者</p> <p>(ア) 生後 24 時間以上排便のない者 (イ) 生後 48 時間以上嘔吐が持続している者 (ウ) 血性吐物又は血性便のある者</p> <p>オ 生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸のある者</p>	<p>養育医療（入院治療）に対する医療経費全額（食事療養費を含む）</p> <p>※ただし、健康保険給付の対象外経費（容器代、差額ベッド代、文書料等）や認定された疾病以外の経費は、対象とならない</p>	<p>養育医療券を指定養育医療機関に提出する。</p> <p>（申請後、給付決定になれば、市は、申請者に養育医療券を渡す。その後、申請者は、指定養育医療機関に養育医療券を提出する。（養育医療券に記載の期間中、左の医療給付が受給できる）</p>	<p>1 養育医療給付申請書・世帯調書</p> <p>2 養育医療意見書（医師の意見書）</p> <p>3 申出書</p> <p>4 同意書</p> <p>5 健康保険証</p> <p>6 所得を証する書類（転入者のみ）</p> <p>7 印鑑</p> <p>* 指定養育医療機関と相談の上、申請のこと</p>

〈対象者推移〉

年度	区分	年間受給者 人	一人当たりの金額 円	支出額 千円	備考
平成 27 年度		23	238,130	5,477	
平成 28 年度		8	177,625	1,421	
平成 29 年度		8	302,149	2,417	
平成 30 年度		12	251,829	3,022	
令和元年度		24	256,504	6,156	

※平成 25 年度より事業開始。